厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料３
第274回（R８.11.６）	

高齢者虐待の防止/
介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高齢者虐待の防止

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

１．これまでの分科会における主なご意見
２．論点及び対応案
３．参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜高齢者虐待防止措置＞

（制度的な取組の強化・虐待防止措置推進のための体制整備）

○もっと多くの虐待事例が潜在していることが想定される。虐待を受けた高齢者や家族のダメージも決して小さくない。虐待する側にも、ゆとりがない、専門的な訓練が不十分などが課題。未然に虐待を防ぐための体制を整備することを要望。

○介護保険施設においては、膨大な数の委員会や研修の実施が義務づけられており、現場に余裕がない。現在、身体的拘束等の適正化と虐待防止のための研修は一体的に実施することが認められていない。感染症の業務継続と感染症予防及び蔓延防止の研修のように、認められているものもある。内容が類似する研修を整理し、一体的に実施できることを求める。これらの記録は、運営指導や監査に直結する。国が定める指導マニュアル等と一体的に見直し、一部の自治体が独自に求める合理的理由のない、いわゆるローカルルールについても厳格に是正するよう、強く要望。

○介護支援専門員の場合は、現時点で更新研修が実施されており、虐待事例の支援技術についてはカリキュラムに入っているが、確実に受講されるようにするため、今後、可能であれば、事業所の高齢者虐待防止措置に関する研修に相当する内容の追加検討を要望。

○高齢者虐待防止は、高齢者の尊厳・命に関わる非常に重要な課題と認識。住宅型有料老人ホームを含めて、全体として対策を充実・強化していく方向で対応すべきではないか。

○現状、有料老人ホームにおける虐待防止措置が法令上の義務とはされていない一方、有料老人ホームでも虐待件数がかなり多い実態が示されている。今後、有料老人ホームについて、登録を求める等、制度的な整理が進む中で、虐待防止の観点を明確に位置づけることも重要。入居者の安全と尊厳を守るため、有料老人ホームに対する指導や対応強化の検討を要望。

○虐待防止については、委員会や担当者を置くことにとどまらず、現場で実際に機能する仕組みとすることが極めて重要。単に担当者を定めるのではなく、虐待防止等の取組を現場で牽引する役割を明確にし、その役割を担う人材が確実に配置される仕組みとすることが重要。虐待防止や身体的拘束等の適正化を現場で牽引するリーダーとして介護福祉士を位置づけ、その役割を報酬上、評価する仕組みとすべき。虐待の未然防止につながるだけではなく、介護福祉士自身に権利擁護を担う専門職としての自覚と責任を促すことにもつながるのではないか。

○各種研修は極めて重要であるが、それ以上に、処遇の改善と介護業務の軽減を図ることこそが、現場に余裕を生み、虐待の根本的な予防につながるのではないか。

これまでの分科会における主なご意見②

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜高齢者虐待防止措置＞

（実効性のある取組の推進）

○外部の見守りを増やすことで一定の抑止効果が期待できるが、夜間の場合は１名の夜勤者のみということもあり、防止のための取組事例などがあれば、今後、周知を希望する。

○委員会の設置や研修の開催を、減算や加算の要件としているものは他にもあると思うが、これが実効性があるものなのかというのが大きな疑問。考え方が変わらずに、外形上、行われているようになっているとしても、なかなか変わっていきにくいというところもある。虐待防止を考える際、外部の視点も取り入れながら、どのようにして現場が改善していくプロセスを始めるのかということに伴走できるような体制も考えられるといいのではないか。

○全ての自治体で計画的に教育・研修や施設・事業所に対する支援を実施いただくこととセットでなければ、実効性のある、かつ有効な対策につながりづらいと考えている。各自治体の取組状況の公表や事業の推進策の検討をお願いしたい。

（サービス特性を踏まえた措置の検討）

○居宅療養管理指導は、身体介護等を提供するサービスとは、業務内容やサービス提供の形態が大きく異なる。居宅療養管理指導において求められる虐待防止の取組については、その趣旨は共有しつつも、措置が、実際のサービス提供の実態に照らして、どのように位置づけられるのか改めて整理が必要。経過措置延長が必要であり、居宅療養管理指導のサービス特性や事業実態を踏まえて、虐待防止措置をどのような形で求めることが適切なのかについての改めて検討が必要。

○居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及びBCP策定の義務化については、経過措置期間が延長されているが、居宅療養管理指導の実施事業所はみなし事業所であること、サービス特性を考えると、一律に義務化することへの違和感がある。一考の余地があると思うので、慎重な議論が必要。

○高齢者虐待防止措置未実施減算について、居宅療養管理指導には適用されていないが、進めていくことを前提として、居宅療養管理指導においては、医師をはじめ、各職種の多くは、みなし指定を受けた医療機関から専門職が訪問しており、医療機関の運営基準や算定要件等で対応している事例も多く、まずは実態把握を行い、診療報酬との整合性も図っていく必要があると考えている。

これまでの分科会における主なご意見③

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜身体的拘束等の適正化＞

（適正化措置の対象事業所の検討）

〇訪問系サービスの高齢者虐待防止及び身体的拘束の適正化については、議論がまだ必要な状況と察するが、通所系サービスは事業所内の対応であり、身体的拘束等の適正化は進めていくべきではないか。

（その他）

〇緊急やむを得ない場合の３つの要件とされている切迫性や非代替性、一時性が何なのかということが、事業所の中で繰り返し問い直されていくことを促すことが必要。

〇身体的拘束等の適正化の指針の整備と、事故発生の防止のための指針整備を連動させながら考えていく視点での検討が必要。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

高齢者虐待の防止　目次

論点①：居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に係る対応　・・・・・・・・・・9

論点②：高齢者虐待防止措置未実施減算の対象拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

論点③：身体的拘束等の適正化のための措置に係る対象拡大　・・・・・・・・・・・・・25

介護サービス事業所における高齢者虐待事例

○高齢者虐待には身体的虐待・経済的虐待・心理的虐待・介護世話の放棄放任・性的虐待が含まれ、特定のサービスに限らず生じている実態がある。

【身体的虐待の例】

・居宅介護支援事業所の管理者兼ケアマネジャーと指定訪問介護事業所職員が、適正な手順を経ていない身体拘束（身体的虐待）を行った（2013年6月3日 自治体発表資料より）
・特別養護老人ホームにおいて、介護職員により、顔面を殴る、腹部を蹴る行為を行い、右手に皮膚剥離、首筋、こめかみに内出血、口元に傷、肋骨多発骨折を生じさせる身体的虐待が行われた（2026年2月16日 自治体発表資料より）



【経済的虐待の例】

・地域密着型通所介護事業所の元管理者が利用者の預金口座から、複数回にわたり利用者の同意なく現金の引き出しを行い、私的に利用した（2026年9月16日 自治体発表資料より）

【心理的虐待の状況例】※

・声を荒げる、暴言を吐く、見下すような荒い口調、威圧的言動
・説教や詰問を続け、怯えさせる
・人格を否定するような発言（「どうせ認知症」等の侮辱等）、利用者の精神疾患に関するアウティング
・利用者の訴えの否定　　など

【介護世話の放棄放任の状況例】※

・多量のパットを使用し、排泄介助や巡回の回数を減じる
・定められた介護を怠り褥瘡が発生
・おむつ交換後ズボンをはかせず放置　　など

【性的虐待の状況例】※

・性的なあだ名で呼ぶ
・職員同士の性的な会話を聞かせる　など

（※厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」（令和３年～６年度）を参考に高齢者支援課にて整理）

R３改定

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

○　全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、３年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

○　運営基準（省令）に以下を規定

・　入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

・　運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

・　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- 虐待の防止のための指針を整備すること
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※３年の経過措置期間を設ける。）

R６改定

５．④　居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要　【居宅療養管理指導★】

○　居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和６年３月31 日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を３年間延長する。

【省令改正】

ア　虐待の発生又はその再発を防止するための措置

イ　業務継続計画の策定等

「高齢者虐待防止の推進」及び「身体的拘束等の適正化の推進」の概況

令和８年４月１日現在

		施設系サービス・居住系サービス等										多機能系サービス 短期入所系サービス				通所系サービス等・訪問系サービス															
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	特定施設入居者生活介護（介護予防）	認知症対応型共同生活介護（介護予防）	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム	短期入所生活介護（介護予防）	短期入所療養介護（介護予防）	小規模多機能型居宅介護（介護予防）	看護小規模多機能型居宅介護	訪問介護	通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	訪問入浴介護（介護予防）	（介護予防）訪問看護	訪問リハビリテーション（介護予防）	居宅療養管理指導（介護予防）	通所リハビリテーション（介護予防）	福祉用具貸与（介護予防）	特定福祉用具販売（介護予防）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護（介護予防）	
高齢者虐待防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※1	○	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者虐待防止措置未実施減算の有無（○:▲1%）（＊:介護報酬算定なし）	○	○	○	○	○	○	○	＊	＊	＊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○ ※2	－	○	○	○	○	○
身体的拘束等の適正化	身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	身体的拘束等の適正化の為の措置に関する規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	身体拘束廃止未実施減算の有無（○:▲10%）（○:▲1%）（＊:介護報酬算定なし）	○	○	○	○	○	○	○	＊	＊	＊	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

○ 経過措置期間を3年間延長 ※1（令和9年3月31日まで）

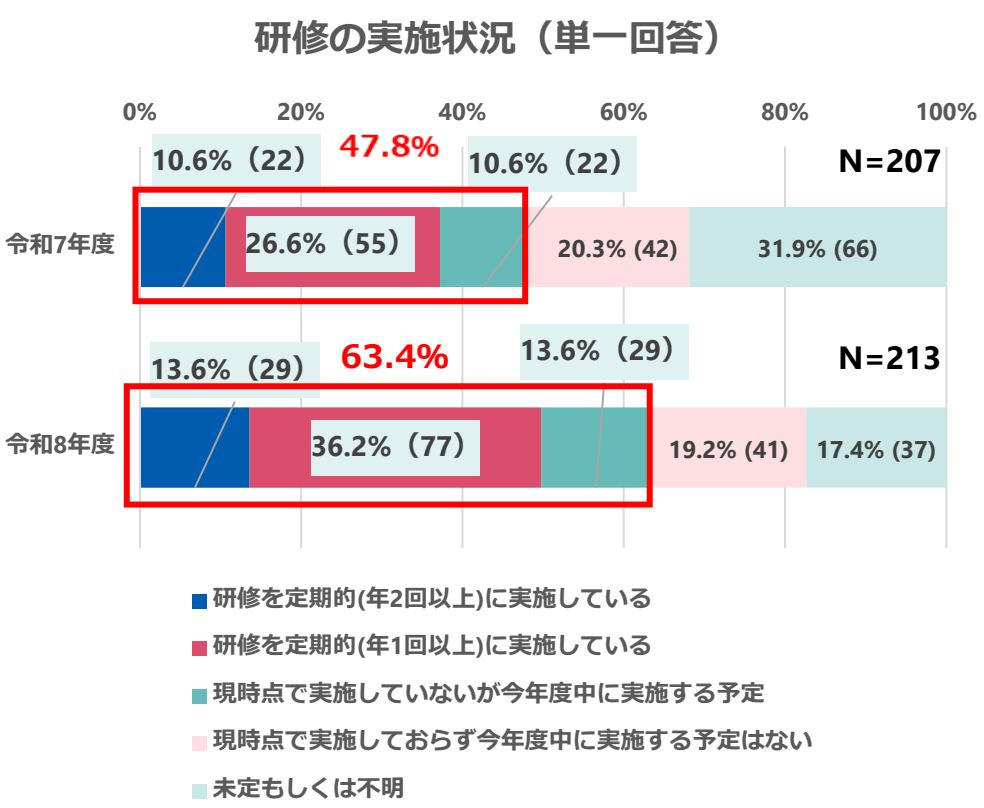
○ 3年間の経過措置期間有 ※2（令和9年3月31日まで）

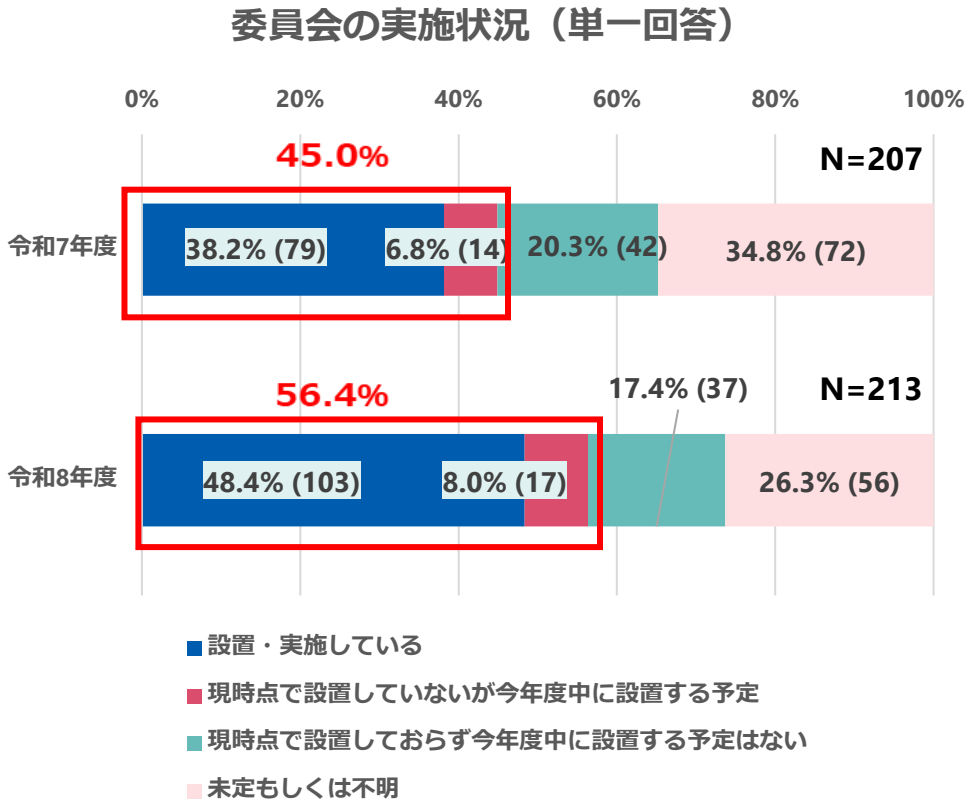
○ 有料老人ホーム設置運営標準指導指針における規定（法令上義務なし）

－ 介護保険法改正により、算定費用額の調整が告示上可能となる

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況①（研修・委員会）

○　令和８年度に調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬を算定している213事業所）のうち、約63%の事業所が年１回以上研修を実施又は年度内実施予定である。同様に、約56%の事業所において、検討委員会を設置･開催又は年度内開催予定であり、前年度同調査と比較すると、いずれも実施率が一定程度増加している。

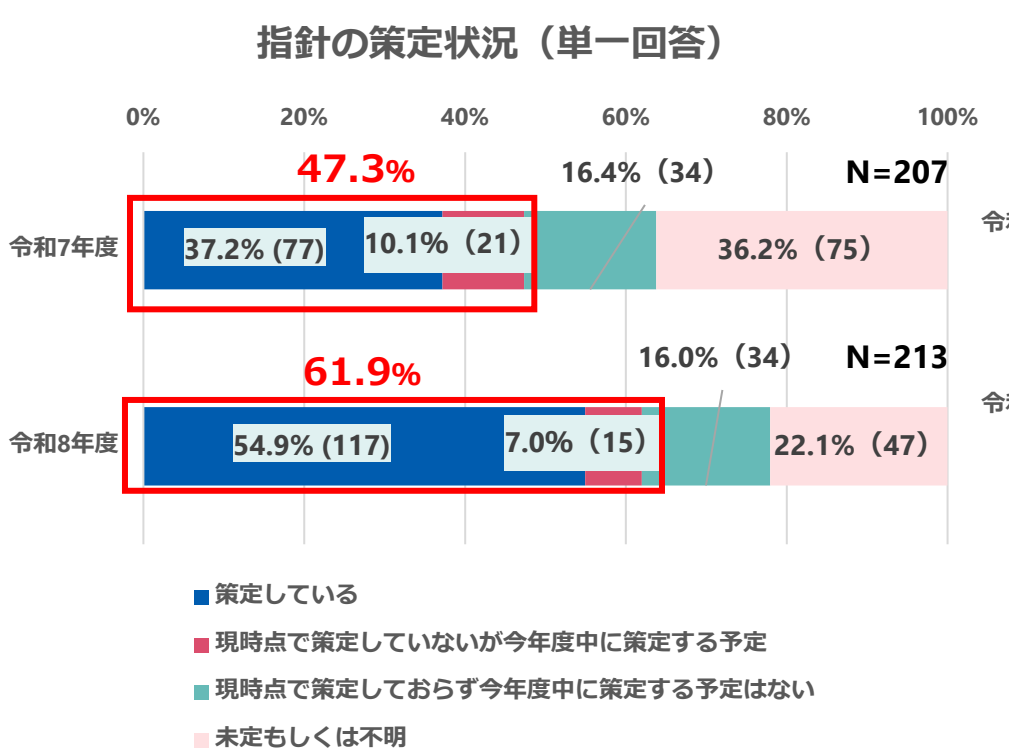


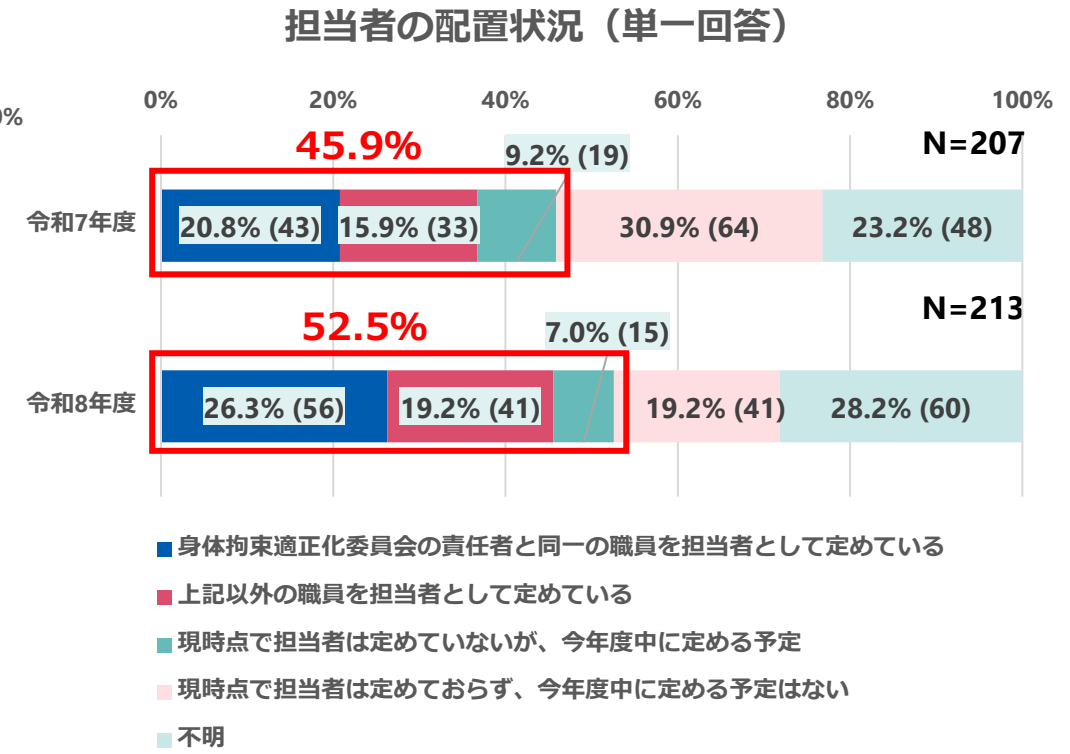


出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」（株式会社日本総合研究所）で収集したデータ及び
令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況②（指針・担当者）

○　令和８年度に調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬を算定している213事業所）のうち、約62％の事業所が指針を策定又は年度内に策定予定である。同様に、担当者の配置状況は、約53％の事業所において整備済み又は年度内に整備予定であり、前年度同調査と比較すると、いずれも実施率は一定程度増加している。



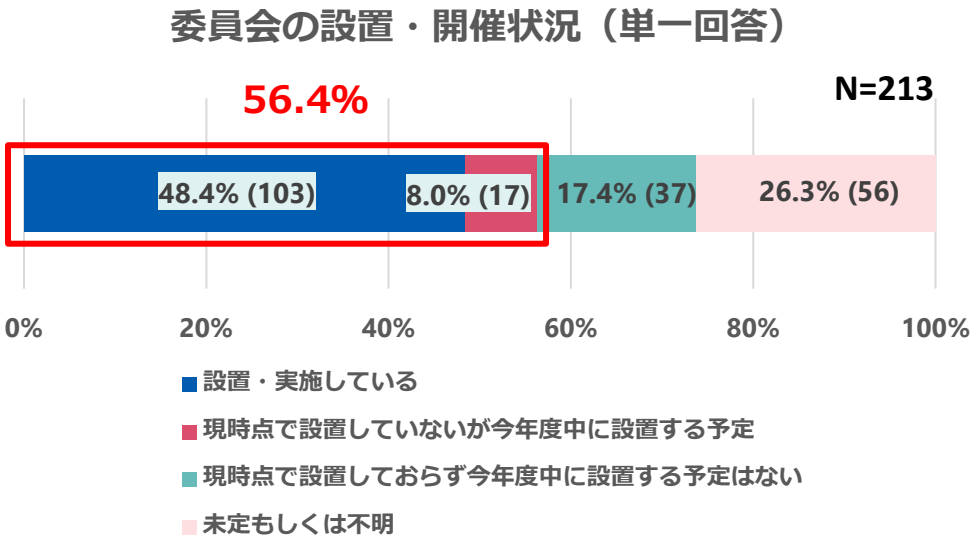


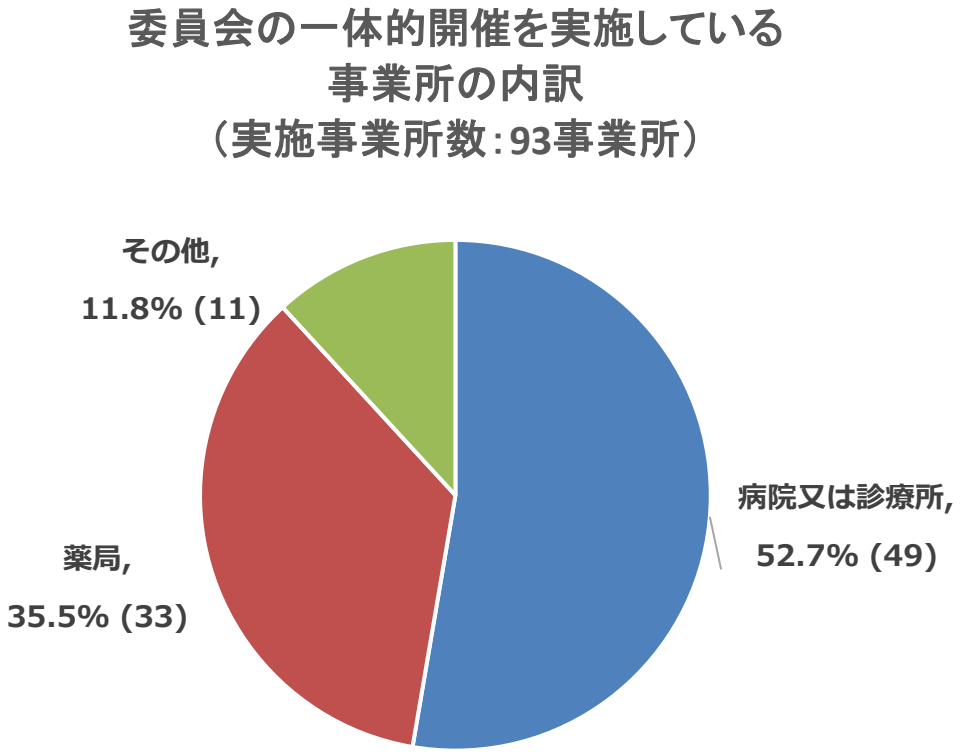
出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」（株式会社日本総合研究所）で収集したデータ及び
令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)速報値に基づき高齢者支援課で作成

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止検討委員会に関する体制整備の状況（令和8年度）

○　調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬算定のある213事業所）のうち、約56％の120事業所において、検討委員会を設置・開催又は年度内に設置・開催予定である。

○　検討委員会を設置・開催している120事業所のうち、約78％の93事業所においては、他の会議体と一体的に開催している。





実際の工夫例（事業所ヒアリングより※）

・法人内の複数事業所で委員会を合同開催している。

※令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」

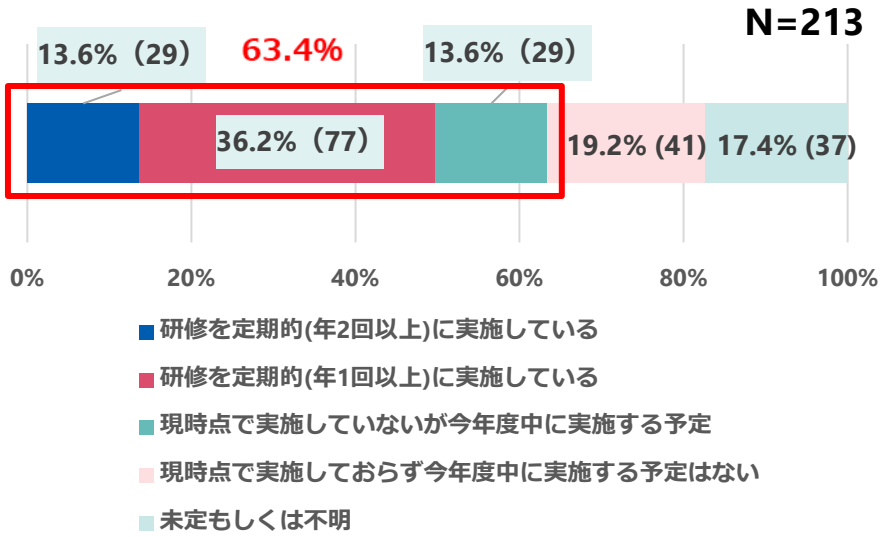
出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」（株式会社日本総合研究所）　速報値に基づき高齢者支援課で作成

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止研修に関する体制整備の状況（令和8年度）

○　調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬算定のある213事業所）のうち、約63％の135事業所において年１回以上の研修を実施又は年度内に実施を予定している。

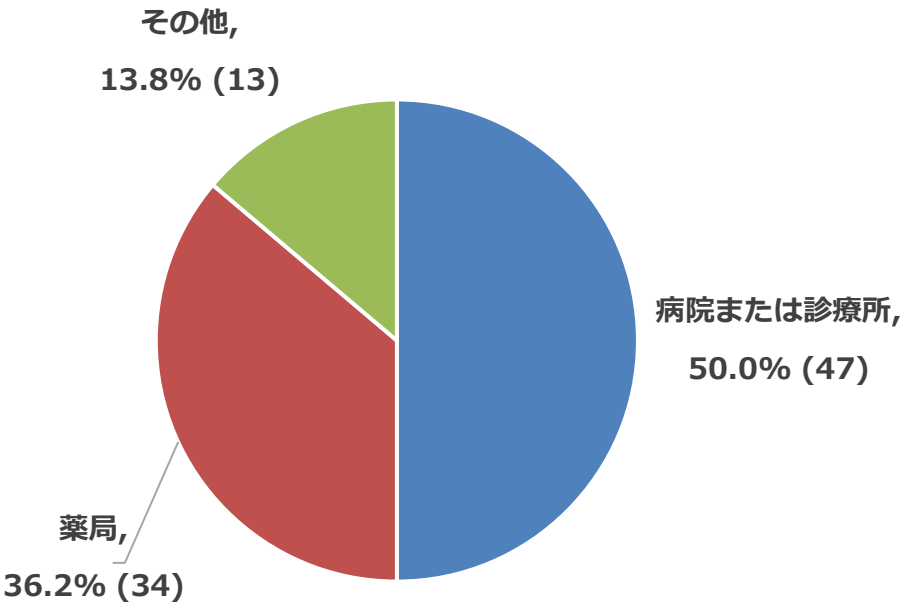
○　研修を実施している135事業所のうち、約70％の94事業所については、他の関連する研修と一体的に実施している。

研修の実施状況（単一回答）



研修の一体的開催を実施している事業所の内訳

（実施事業所数：94事業所）



実際の工夫例（事業所ヒアリング※より）

・定期開催されている虐待防止に関する討論会や講演会を主催しており、職員も運営上、参加している。
・外部で実施されている研修・セミナー等への参加を推奨している。

※令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

論点①　居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に係る対応

論点①

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待は、サービス提供場所や特性等にかかわらず生じる可能性があるものであり、令和３年度改定において、全ての介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっているところ、居宅療養管理指導については、体制整備に関するさらなる周知の必要性等を踏まえ、経過措置が延長され、令和９年３月末に終了となる予定。

■ 居宅療養管理指導を提供する事業所においては、他の会議体や研修と一体的に実施するなどの工夫を行いながら、高齢者虐待防止に係る各取組が一定程度進んできている状況にある。

■ 他方で、居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定（※）がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

（※）病院、診療所又は薬局について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、当該病院等により行われる居宅療養管理指導に係る指定があったものとみなすこととされている（介護保険法第71条）。この場合、指定事業所同様の運営基準遵守が求められる。

■ これらを踏まえ、居宅療養管理指導における経過措置期間終了に係る対応について、どのように考えるか。

対応案

■ 全ての介護サービスについて共通の虐待防止措置が図られる必要があるところ、居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を、経過措置期間終了後の義務付けの対象とすることとしてはどうか。

高齢者虐待の防止　目次

論点①：居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に係る対応　・・・・・・・・・・9

論点②：高齢者虐待防止措置未実施減算の対象拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

論点③：身体的拘束等の適正化のための措置に係る対象拡大　・・・・・・・・・・・・・25

１．（６）①　高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

○　利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、３年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

○　施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

＜改定前＞
なし

▶

＜改定後＞
高齢者虐待防止措置未実施減算　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して７単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

○　虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

１．（６）①　高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○　全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要　その他の改正事項

社会福祉法関係

○　**包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策**（※1）を明確化する。

※1　⑴地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、⑵支援関係機関同士の連携による支援体制整備、⑶地域住民と支援関係機関の取組の協働体制整備

○　地域で課題を抱える者を把握した場合に必要な情報を市町村に提供する等の活動を行う団体の委嘱制度を創設する。

○　**福祉以外の多様な分野との連携強化**のため、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮する分野として、**消費者行政や防災を追加**するとともに、多様な分野との連携に関する事項を**地域福祉（支援）計画の記載事項に位置づける**。

○　都道府県の責務として、都道府県が主体となり支援を行う分野（難病・児童虐待等）の対応にあたっては、**市町村の行う包括的な支援体制の整備との連携**を行うことを明確化する。

○　福祉サービスの提供等にあたって、利用者の意思決定支援への配慮することを規定する。

介護保険法関係

○　地域におけるサービス提供体制の確保の観点から、**特別養護老人ホーム等の介護保険施設に対して事業廃止の手続**（※2）**を厚生労働省令で定める**とともに、**継続してサービス提供を行う事業者・施設へのインセンティブ**（※3）を検討する。あわせて、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、**経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例**（※4）を設ける。

※2　**介護保険事業（支援）計画との整合性の確認**など。

※3　地域において事業を継続し連携を強化する事業者に対して、**ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援**を検討。

※4　国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を拡充。（通知事項）

○　大都市部等において居宅要介護者の介護ニーズ需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応したサービス基盤の確保の観点から、**夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合**する。

○　**介護被保険者証**について、**介護情報基盤の本格運用開始（令和10年４月１日）に向け、電子資格確認を導入**するとともに、**要介護者等以外について資格喪失時の返還義務をなくす**等の**事務の簡素化・利便性の向上**を図るための見直し等を行う。

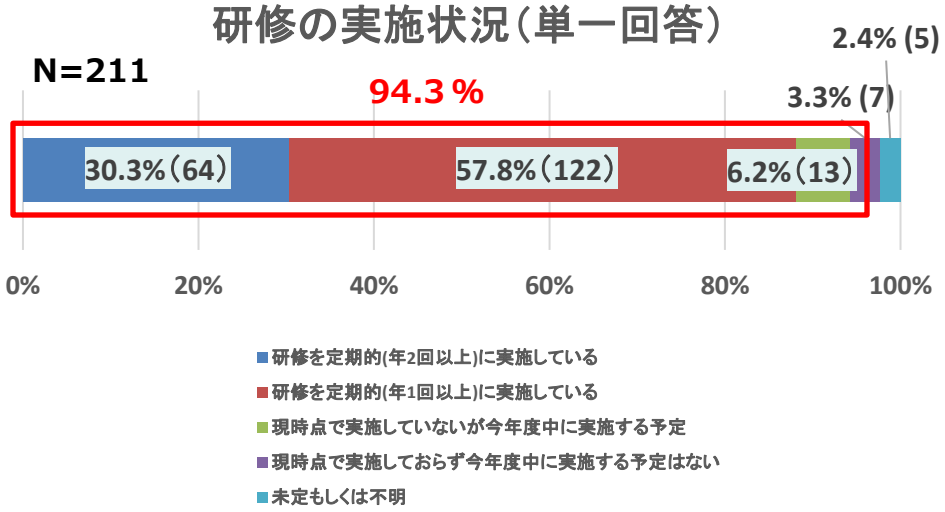
○　**要介護認定等の申請代行**について、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型特養、地域包括支援センターにのみ認められているところ、業務効率化の観点から、**ケアマネジャーの配置が指定基準となっているグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても申請代行を可能とする。**

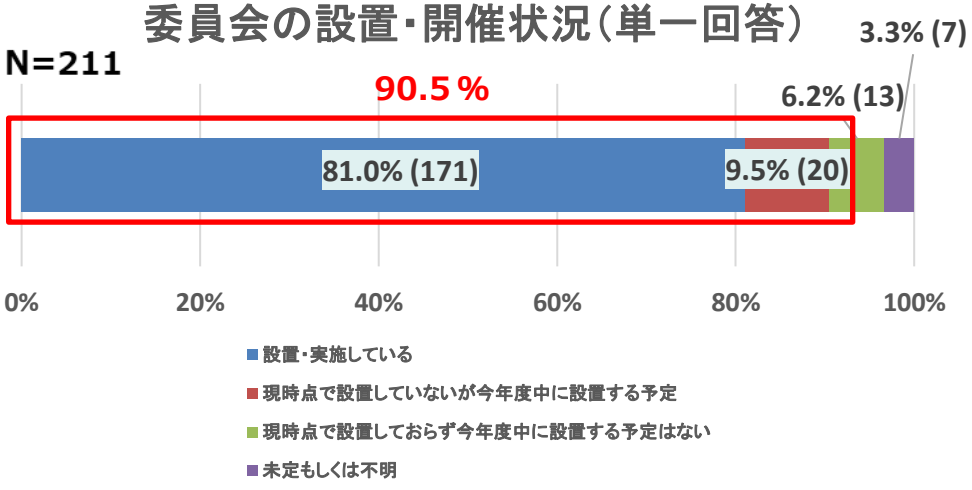
○　一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入を踏まえ、特定福祉用具販売事業者の質の確保の観点から、**特定福祉用具販売等に要する費用の額について所要の措置**を講ずる。

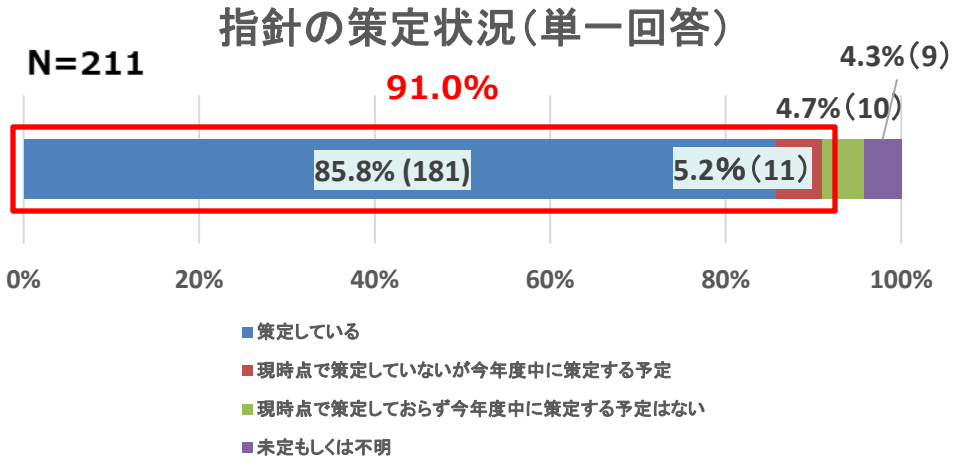
（参考）**国民健康保険団体連合会の業務を拡充**し、都道府県から委託を受けた**介護報酬に関連する補助金の支払事務を行うことを可能とする**（地方分権一括法において法律改正）。　※障害福祉分野も同様の改正を行う

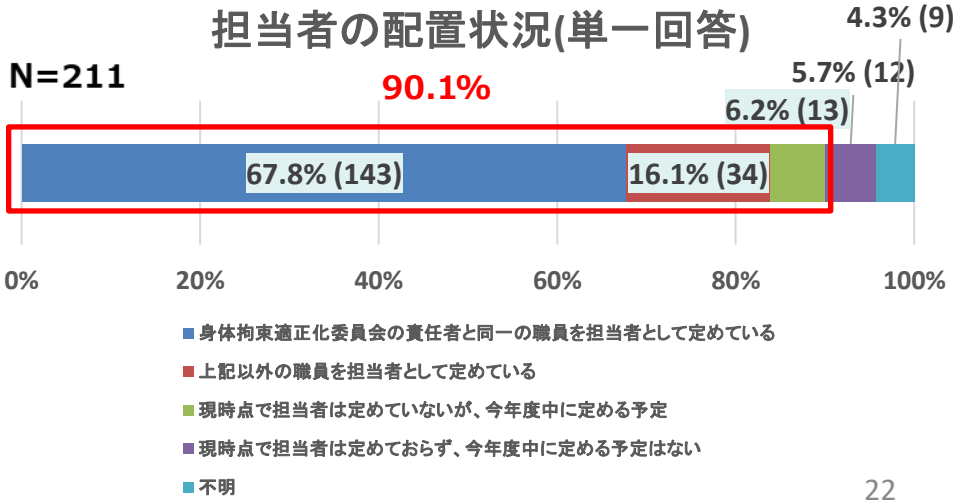
特定福祉用具販売における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和8年度）

○　令和８年度に調査回答のあった特定福祉用具販売（211事業所）のうち、約94％の事業所が年１回以上研修を実施又は年度内実施予定である。同様に、約90％の事業所において、検討委員会、指針の策定、担当者の配置を実施又は年度内実施予定である。









出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)速報値に基づき高齢者支援課で作成

論点②　高齢者虐待防止措置未実施減算の対象拡大

論点②

■ 令和３年度改定において、原則、全ての介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっている（居宅療養管理指導を除く。）。

■ また、令和６年度改定において、原則、 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとされた。

■ 特定福祉用具販売について、高齢者虐待防止措置は義務化されているが、法令上、報酬の減算ができない規定となっていたこともあり、未実施減算の対象外となっているところ、今般の法改正において、そうした点を踏まえ、所要の改正を行ったところである。

■ 居宅療養管理指導について、高齢者虐待防止措置は努力義務となっており、また、未実施減算の対象外となっている。

■ 特定福祉用具販売については、①研修の実施、②委員会の設置・開催、③指針の整備、④担当者の配置の各措置の実施率はいずれも約90％であり、居宅療養管理指導については、①、②、③の各措置の実施率は約60％程度、④は50％程度の実施率となっている。

■ こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止措置を推進するために、どのように考えるか。

対応案

■ 既に高齢者虐待防止措置が義務化されている特定福祉用具販売について、更なる虐待防止の推進を図るため、未実施減算の対象としてはどうか。

■ 居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえつつ、高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況も考慮し、未実施減算の対象に加えないこととしてはどうか。

高齢者虐待の防止　目次

論点①：居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に係る対応　・・・・・・・・・・9

論点②：高齢者虐待防止措置未実施減算の対象拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

論点③：身体的拘束等の適正化のための措置に係る対象拡大　・・・・・・・・・・・・・25

R６改定

１．（６）②　身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○　身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア　短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、１年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

○　短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

○　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

１．（６）②　身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

＜改定前＞
なし

▶

＜改定後＞
身体拘束廃止未実施減算　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して９単位程度/日の減算となる。

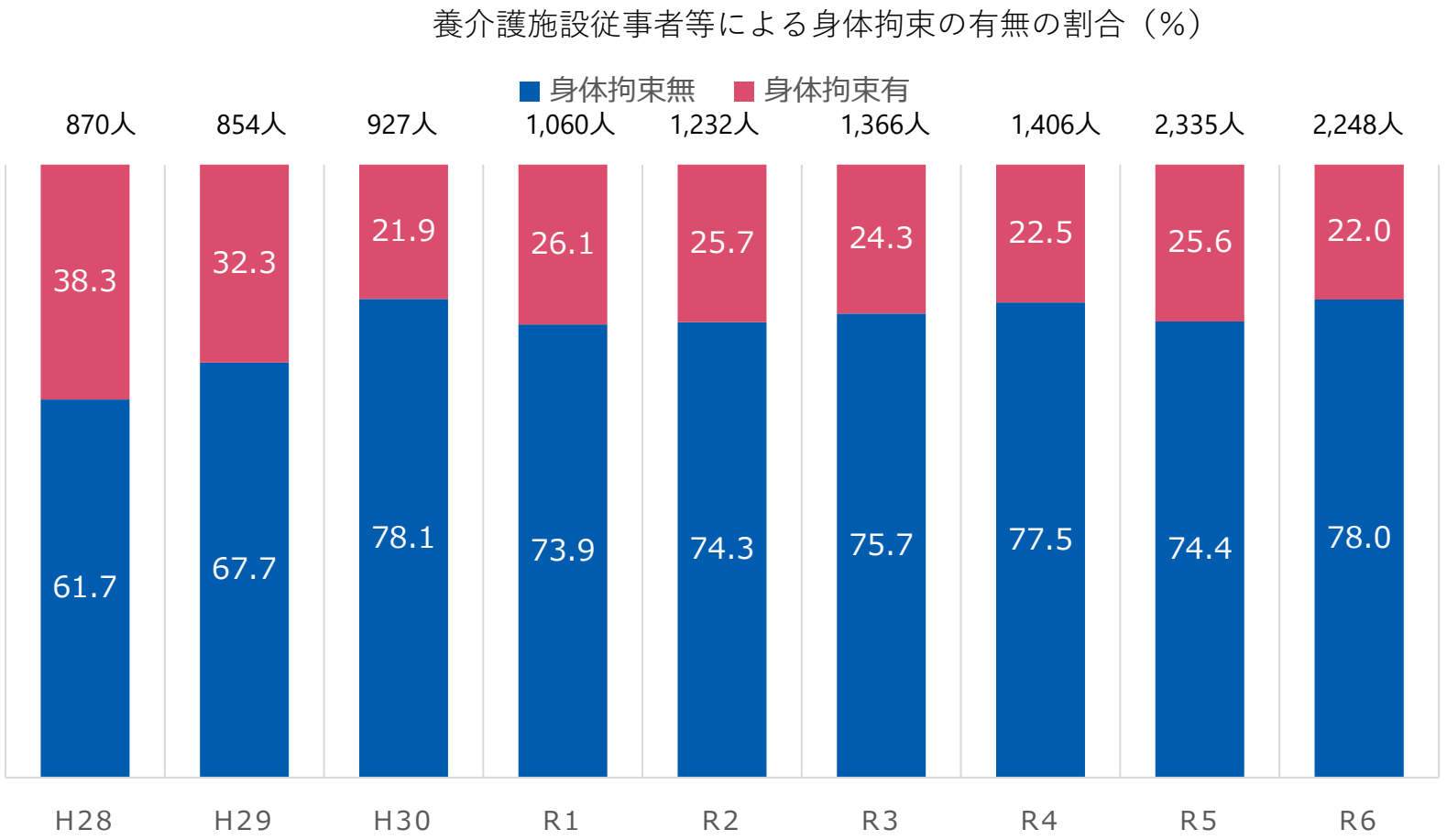
算定要件等

○　身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

○　全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

養介護施設従事者等による身体的拘束等（身体的虐待）の発生状況

○　養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者のうち、緊急やむを得ない場合の適正な手続を経ていない身体的拘束等（身体的虐待）を受けている被虐待高齢者の割合は、近年の動向と同様、2割強を占めた。



出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,平成28年度～令和５年度.
令和６年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料２,p８を基に作成.

論点③　身体的拘束等の適正化のための措置に係る対象拡大

論点③

■ 令和６年度改定において、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、身体的拘束等の原則禁止及び記録の義務化が規定されたことにより、原則、全ての介護サービスにおいて、身体的拘束等の原則禁止・記録の義務化が規定されたところ。

■ また、令和６年度改定において、既に義務付け等がされていた施設・居住系サービスに加え、短期入所系・多機能系サービスを対象に、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられ、当該措置が実施されていない場合は、基本報酬を減算することとなった。その際、未実施減算については、１年間の経過措置が設けられた。

■ 他方、養介護施設従事者等による虐待事案のうち、緊急やむを得ない場合の適正な手続きを経ていない身体的拘束等（身体的虐待）を受けている被虐待高齢者の割合は、例年２～３割程度と横ばいであり、身体的拘束等の廃止・防止の取組の強化のための対応が引き続き必要である。

■ 通所系サービス（※）は、身体的拘束等の適正化のための措置が義務化されていないものの、そのサービス提供について、一定時間、事業所の運営管理の下でケアが提供されるといった観点で施設・居住系サービス及び短期入所系・多機能系サービスと類似する部分がある。

■ これらを踏まえ、更なる身体的拘束等の適正化を図る観点からどのような対応が考えられるか。

（※）通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

対応案

■ 通所系サービスについて、既に身体的拘束等の適正化の措置が義務付けられている施設系サービス等と同様、一定時間、事業所の運営管理の下でケアが提供されるサービス特性から、組織的な体制整備がより求められることを踏まえ、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け、かつ、当該措置等が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとしてはどうか。

■ その際、他サービスでこれらの義務付け等をした際と同様に、一定期間の経過措置を設けることとしてはどうか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ＊「暴行とは・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）	①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為（殴る、蹴る、やけどさせる、無理やり車両に乗降させるなど）＊ ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為（医学的診断や介護サービス計画等に位置づけらておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する、職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、介護がしやすいように、職員の都合でベッドなどへ抑えつけるなど） ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制（家族からの要望等で高齢者の自宅に外鍵をかえて外出できないようにするなど）
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為（体位の調整や栄養管理を怠る、劣悪な住環境で生活させるなど） ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為（必要な受診をさせない、処方通りに服薬させない、必要な介護計画等の見直しを怠るなど） ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為（ナースコール等を使用させないなど） ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置（高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言いその後の対応をしない、必要なセンサー電源を切る） ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること（施設管理者や主任等が通報義務や虐待防止措置義務等を怠るなど）
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	①威嚇的な発言、態度（怒鳴る、脅すなど） ②侮辱的な発言、態度（「死ね」「臭い」「汚い」と言う、子ども扱い、本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うなど） ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度（ナースコールを無視するなど） ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為（本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全介助をするなど） ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為（外部との連絡を遮断させるなど） ⑥その他（カメラ等で撮影し他の職員に見せる、異性介助など）
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど）
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	本人の合意なしに又は判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要するなど）

出典：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」〈令和８年３月〉ｐ.10～12.

居宅サービスにおける高齢者虐待防止措置に関する基準等

○指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

（虐待の防止）（基準第91条）

第37条の２　指定居宅療養管理指導事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二　当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定居宅療養管理指導事業所において、訪問介護員等に対して、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　第３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

指定居宅療養管理指導の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第22号）（抄）その1

３ 運営に関する基準
(12)運営規程
⑤虐待の防止のための措置に関する事項（第６号）
(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

（６）虐待の防止
基準省令第27条の２は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅療養管理指導事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止
指定居宅療養管理指導事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第1条の2の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見
指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応
虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅療養管理指導事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。
以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第22号）（抄）その2

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第22号）（抄）その3

② 虐待の防止のための指針(第２号)

指定居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定居宅療養管理指導事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅療養管理指導事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）

指定居宅療養管理指導事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

○虐待防止委員会及び研修について

問 170　居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が１名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

（答）

・　虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・　例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

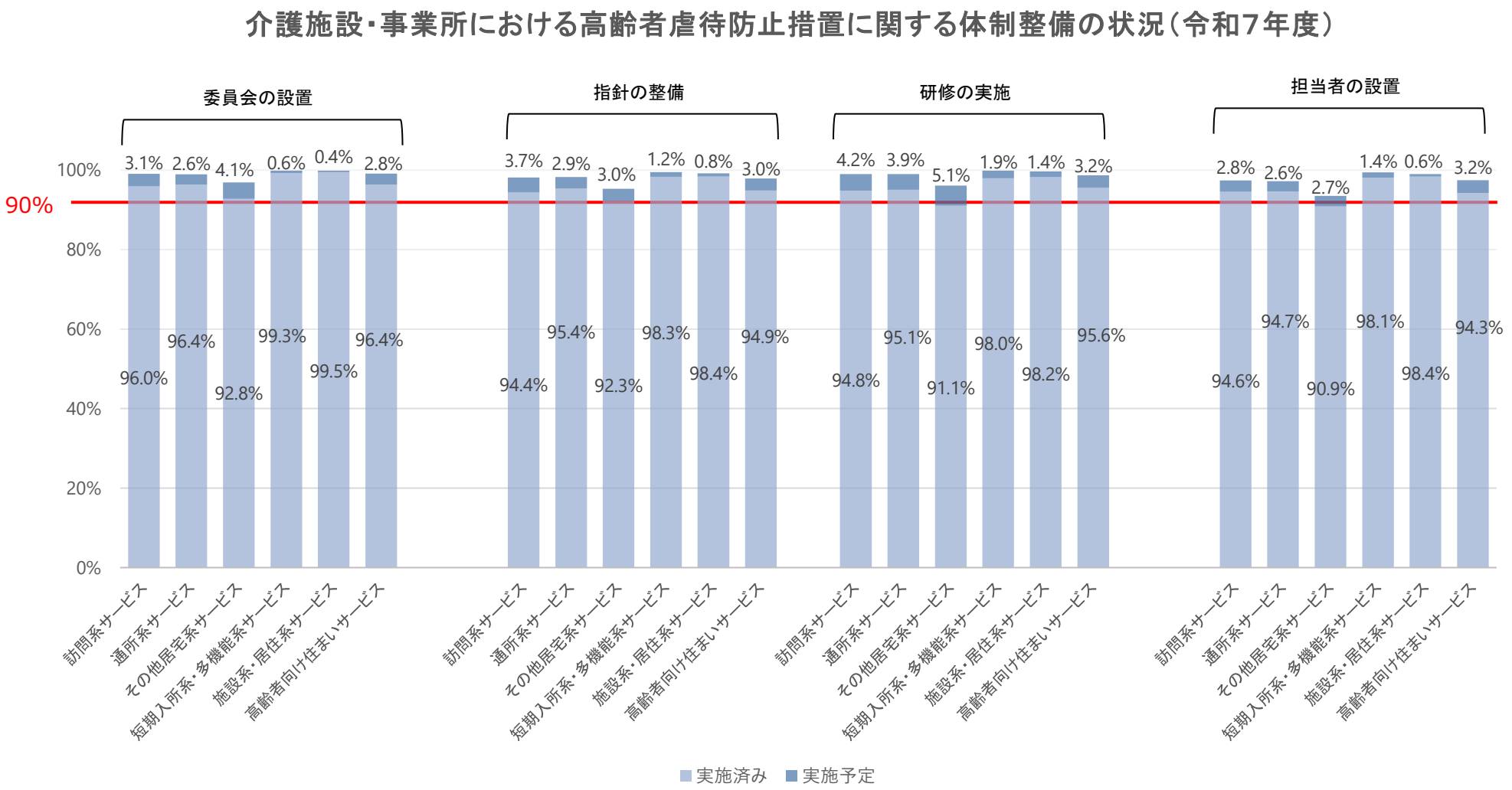
・　研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

・　なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備−令和３年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和３年度老人保健健康増進等事業、令和４年３月。

介護施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和7年度）



出典：令和7年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」
株式会社日本総合研究所より作成

高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化措置の概要

	高齢者虐待の防止	身体的拘束等の禁止	【参考】措置の一体的等実施
運営規程	虐待の防止のための措置に関する事項	―	―
記録	―	①身体的拘束等に係る記録	―
委員会	①虐待防止検討委員会を定期的に開催	②身体的拘束等適正化検討委員会 （３月に1回以上開催）	関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体（※）と**一体的に設置・運営**して差し支えない（解釈通知）。 （※）**虐待防止検討委員会、身体的拘束等適正化委員会、感染症対策委員会、事故発生防委員会等を想定**
指針	②虐待防止のための指針の整備	③身体的拘束等の適正化のための指針の整備	–
研修	③従業者に対して研修を定期的に実施 （施設系年2回以上、居宅系年1回以上）	④従業者に対して研修を定期的に実施 （年２回以上）	複数事業所や他委員会との**合同開催**、**自治体が実施する研修会への参加**、複数小規模事業所に外部講師を活用した**合同開催**等の実施方法が考えられる（Q&A R6.3.15）
担当者	④虐待防止担当者の配置	―	同一施設内での複数担当（※）の**兼務**、他事業所等との担当（※）の**兼務**も差し支えない（解釈通知） （※）**虐待防止、身体的拘束等適正化、褥瘡予防対策、感染症対策、事故発生の防止**
報酬	虐待防止措置未実施減算　▲１％ （①～④いずれか未実施の場合） ※特定福祉用具販売・居宅療養管理指導を除く ※特定福祉用具貸与：令和９年３月31日まで経過措置	身体拘束廃止未実施減算 施設・居住系　▲１０％ 短期入所・多機能系　▲１％ （①～④いずれか未実施の場合）	―

居宅療養管理指導における虐待防止検討委員会の開催状況と設置上の課題(令和8年度)

居宅療養管理指導における虐待防止検討委員会と一体的に開催している委員会の状況（内訳）

単位(%)

	1. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）	2. 入所（利用）者の権利擁護に関して包括的に検討する委員会	3. 事故防止、安全管理等に関する委員会	4. 感染症等の対策のための委員会	5. 法人内の複数事業所の虐待防止検討委員会（合同で実施している場合）	6. 法人外を含む他施設・事業者の虐待防止検討委員会（連携して実施している場合）	7. 運営推進会議（地域密着型サービス）
居宅療養管理指導(n=93)	41.9%	3.2%	25.8%	8.6%	16.1%	0.0%	0.0%
病院または診療所(n=49)	61.2%	2.0%	12.2%	4.1%	14.3%	0.0%	0.0%
薬局(n=33)	3.0%	6.1%	54.5%	18.2%	15.2%	0.0%	0.0%
その他*(n=11)	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%

居宅療養管理指導における虐待防止検討委員会設置にあたっての課題（内訳）

単位(%)

	1. 委員会の設置を検討する時間を確保できない	2. 委員会の委員構成等に関する相談先がない（職員数が少ないため）	3. 委員会の委員構成等に関する相談先がない（外部に相談できる窓口や繋がりがないため）	4. 委員会の設置に関する情報や資料の入手ができていない	5. 委員会の設置に関する内容の合意が得られていない	6. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの人員が不足している	7. 運営基準上の人員配置基準は満たしているものの、委員会を設置し、検討できるだけの力量・経験が不足している
居宅療養管理指導(n=120)	48.3%	17.5%	10.8%	15.0%	3.3%	1.7%	3.3%
病院または診療所(n=37)	56.8%	8.1%	2.7%	16.2%	0.0%	5.4%	10.8%
薬局(n=76)	44.7%	21.1%	14.5%	15.8%	3.9%	0.0%	0.0%
その他*(n=7)	42.9%	28.6%	14.3%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%

＊「その他」は、記述回答から「病院または診療所」または「薬局」の区分けが困難であった事業所

出典：令和8年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所) 速報値に基づき高齢者支援課にて作成

身体的拘束等と高齢者虐待の関係

運営基準上の身体的拘束等の整理

➢ **運営基準**（※）において、身体的拘束等については以下のようにされている。

- **当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない**
- **緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない**

※「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）

➢ **運営基準の解釈通知**（※）において、緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行うに当たっての手続きについて、以下のようにされている。

- **緊急やむを得ない理由**については、
 切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、
 組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、
 その**具体的な内容について記録しておくこと**が必要

※「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年９月17日老企第25号）

高齢者虐待との関係

➢ 高齢者虐待に係る自治体向けの国マニュアル（※）において、以下のように示している。

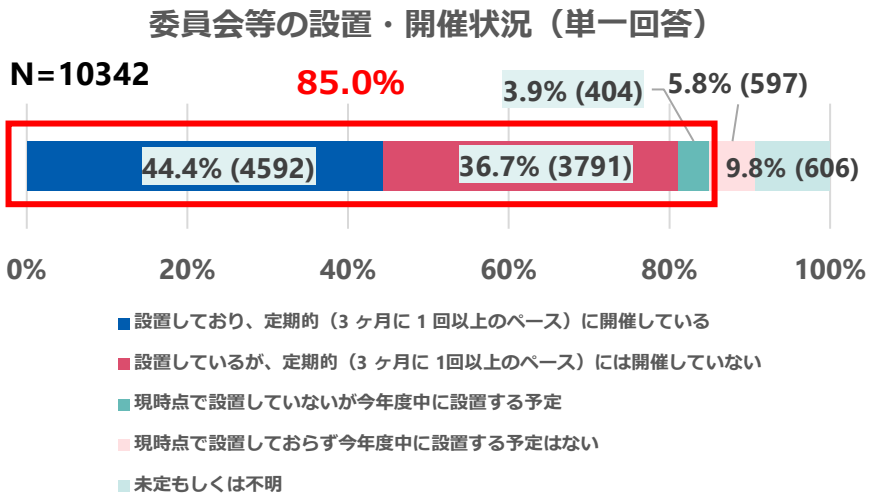
- **身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること**
- 「緊急やむを得ない場合」の**「適正な手続き」を経ていない身体的拘束等**は、原則として**高齢者虐待に該当する行為**として考えられる

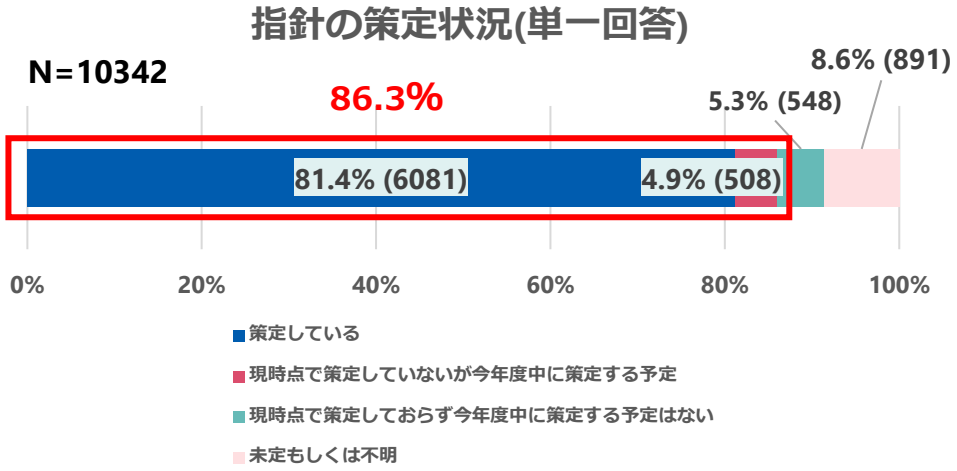
※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省老健局）

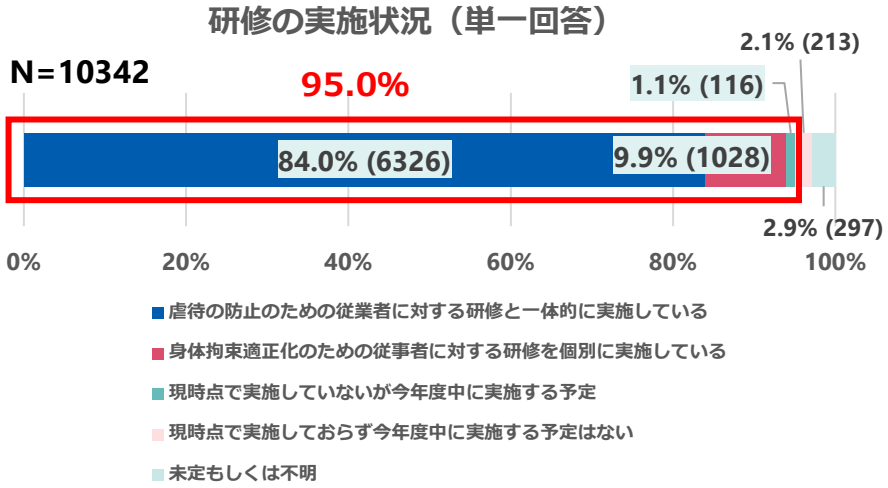
通所系サービスにおける身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和8年度）

○　調査回答のあった通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）10,342事業所のうち、約85％の事業所において、委員会の設置･開催、指針の策定をそれぞれ実施又は年度内に実施予定である。

○　同様に、約95％の事業所において、研修を実施又は年度内に実施予定である。







出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント＞

（報告制度の目的について）

○　事故報告制度について、職員が安心して報告できる環境を整えることが重要。事故報告を、懲罰でなく、再発防止や組織改善に活用することを明確にし、簡便な報告方法やフィードバックを徹底する必要がある。

（居宅サービス事業所に対する安全管理措置規定について）

○　居宅サービス事業所等においても、事故発生予防・再発防止を推進していく方向で検討する必要がある。一方で、小規模事業所にとっては、事故発生防止の委員会の設置・実施委員会という形態を取ることができるかどうかなどの懸念があるため、運営上の工夫を示すことや教育・研修に関するツールの提供等の支援が重要。

○　居宅サービス、地域密着型サービス、高齢者住宅においても運営基準の安全管理措置の規定は設けるべきと考えるが、少人数の事業所における配慮が必要。さらに、居宅療養管理指導においては、高齢者虐待防止と同様に、実態把握や診療報酬との整合性を図っていく必要がある。

（事故情報の収集・分析・活用について）

○　報告内容に施設名が入っていることで正しい情報を集めにくいのではないか。医療事故情報収集等事業においては、匿名で報告することになっている。事故発生予防・再発防止が目的であるならば、予防につながるような情報も含んだ報告にしていかなければ、運用が難しいのではないか。

○　再発防止策の検討に当たっては、事故の要因によって対策が異なってくる。また、発生した事象がケアをする側の問題なのか、あるいは利用者自身の問題があったのか、あるいは環境の問題があったのかによっても、対応が異なるため、そうしたことが分かるような工夫が必要。

○　現状の事故報告の仕組みについて、「要治療事故」という表現は定義が非常に曖昧で、現場の判断にばらつきが生じ、それが負担にもなっている。例えば、入院または手術を要する事故など、客観的に判断できる基準に統一していただきたい。

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント＞

（事故情報の収集・分析・活用について（続き））

○　報告件数の少なさを安全性の高さと単純に評価せず、ヒヤリハット等も含めて分析し、再発防止につなげることが必要。

○　再発防止事例に関する情報については、利用者側にもオープンにしていただきたい。

○　利用者あるいは利用者家族にしてみると、面会に行ったら怪我をしていたという状況に大変ショックを受けてしまうことがある。事業所には、なぜそのような状況になったのかという理由をしっかり示していただくことが非常に重要。

（その他）

○　「事故」という言葉はネガティブな印象を与えるので、「事故発生予防・再発防止」等、事故を強調しなくてもよいのではないか。

○　事故という言葉が適切なのかについても検討が必要ではないか。例えば施設で転倒する人は家庭でも転倒すると思うが、家庭の方では事故ではなくて、施設の方では事故となってしまうと、これは例えば住まいである有料老人ホームと介護施設では事故なのかそうでないのか、という話にもなるため、倒れてしまったことに対して、すぐ対応したかどうかという形での、何か対応策の適切性といったものを評価するようなコンセンサスも必要ではないか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

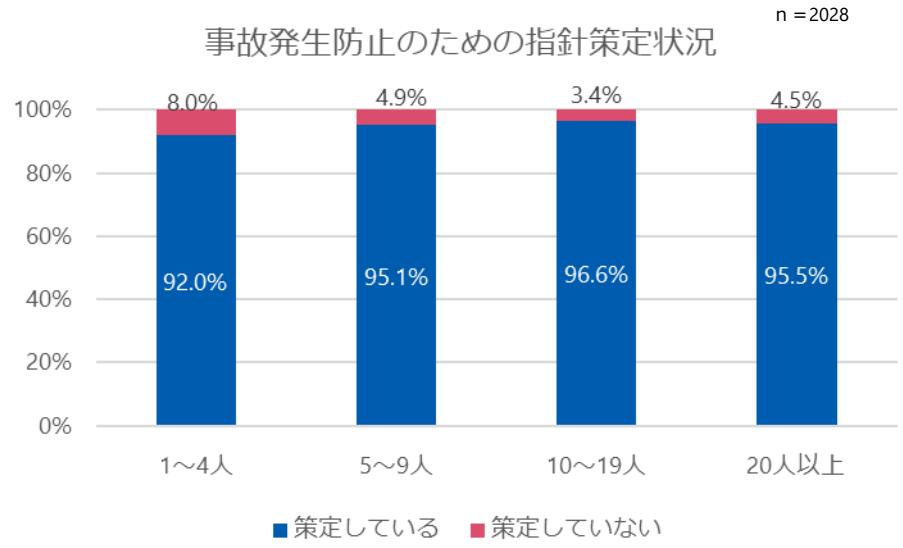
３．参考資料

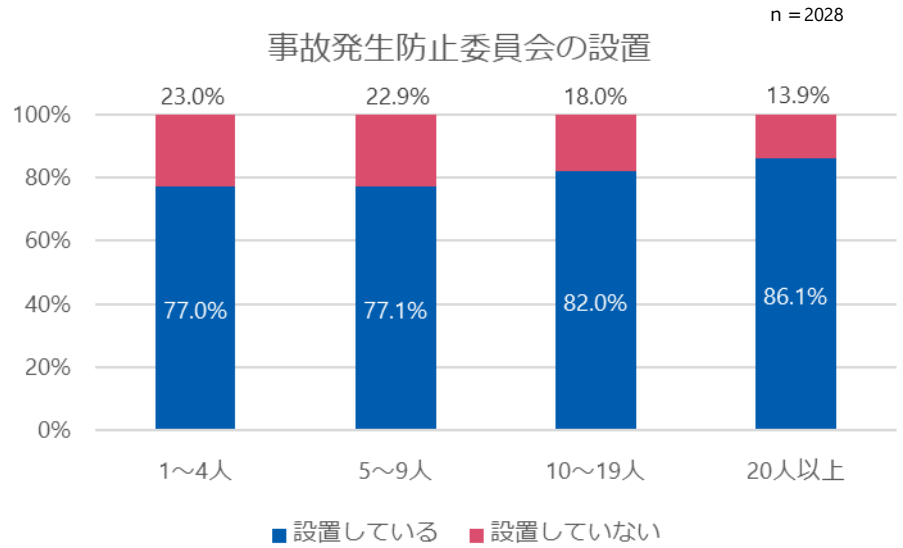
介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント　目次

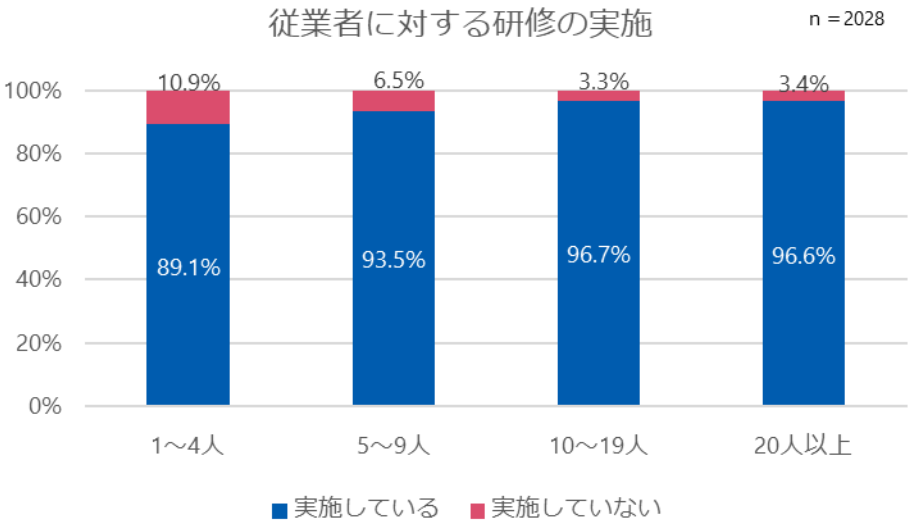
論点：居宅サービス事業所等における安全管理体制措置について・・・・・・・・・・・・・・47

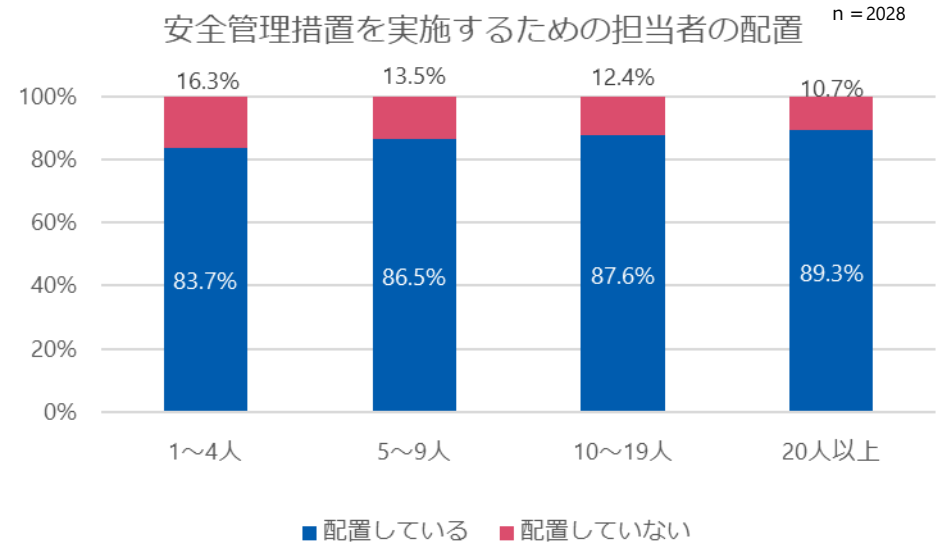
居宅サービス事業所等における人員規模別安全対策の実施状況

○　居宅サービス事業所の人員規模別（実人数）にみた安全対策の実施状況は、人員規模が大きい事業所ほど実施率が高い傾向がみられたものの、指針の策定、研修の実施、担当者の配置については、小規模事業所を含め概ね8割以上の事業所で実施されていた。









【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」で収集したデータに基づき高齢者支援課で作成

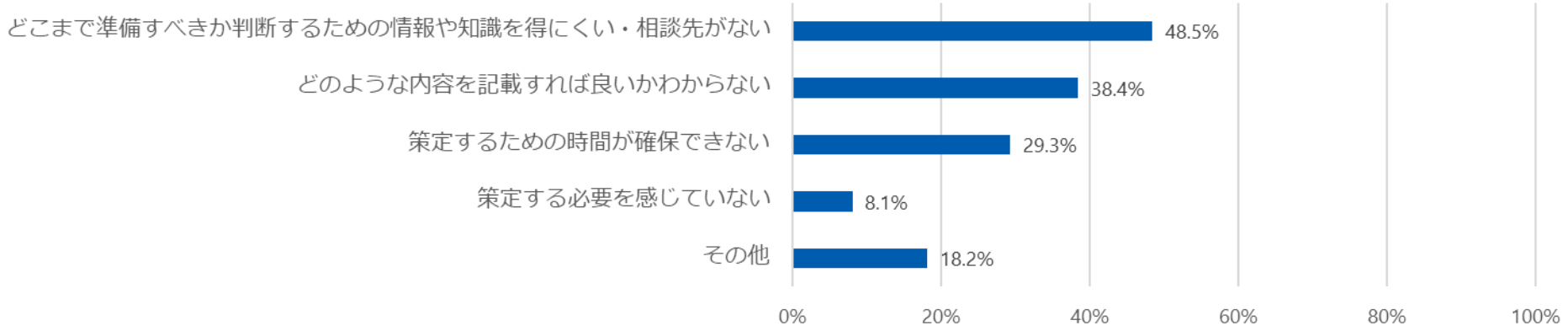
居宅サービス事業所等における安全管理体制措置をとっていない理由

○　指針を策定していない事業所（n=99）では、「どこまで準備すべきか判断するための情報や知識を得にくい・相談先がない」（48.5%）が最も多かった。

○　安全対策委員会を設置していない事業所（n＝396）では、「決まった時間に職員を集めることが難しい」（25.5%）が最も多かった。

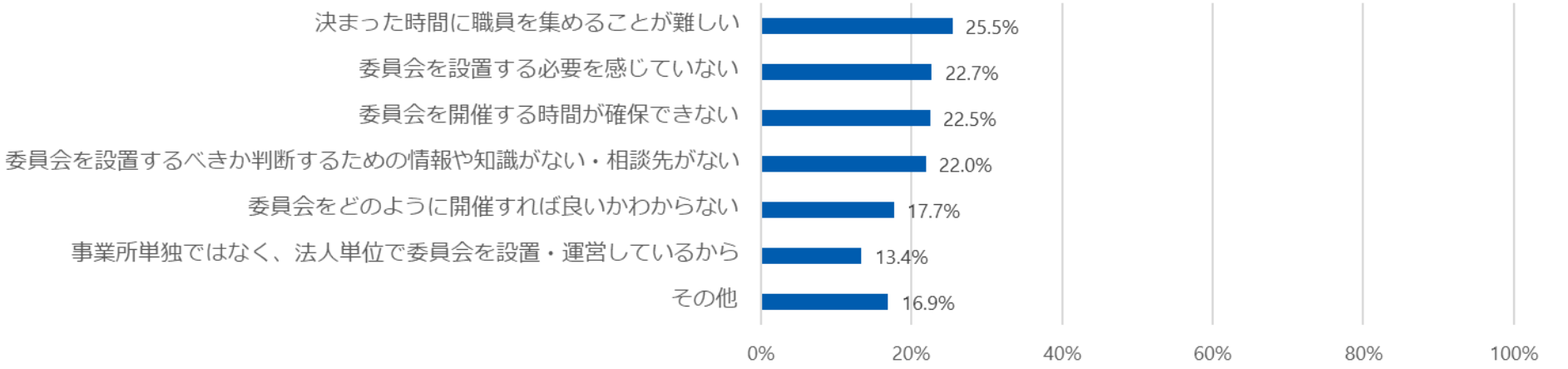
n＝99

指針を策定していない理由（複数回答）



安全対策委員会を設置していない理由（複数回答）

n＝396



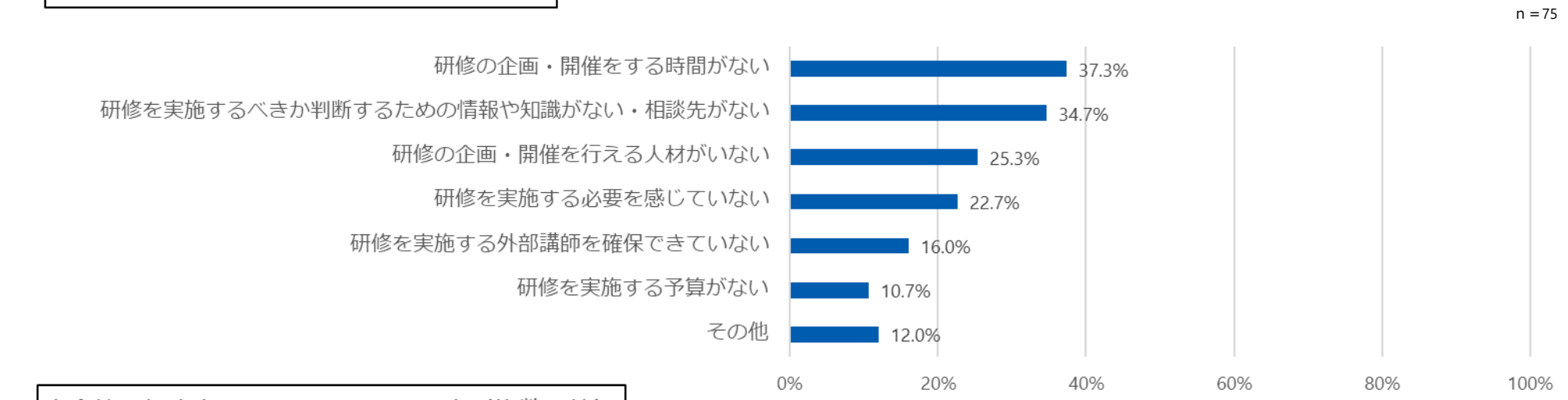
【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」で収集したデータに基づき高齢者支援課で作成

居宅サービス事業所等における安全管理体制措置をとっていない理由

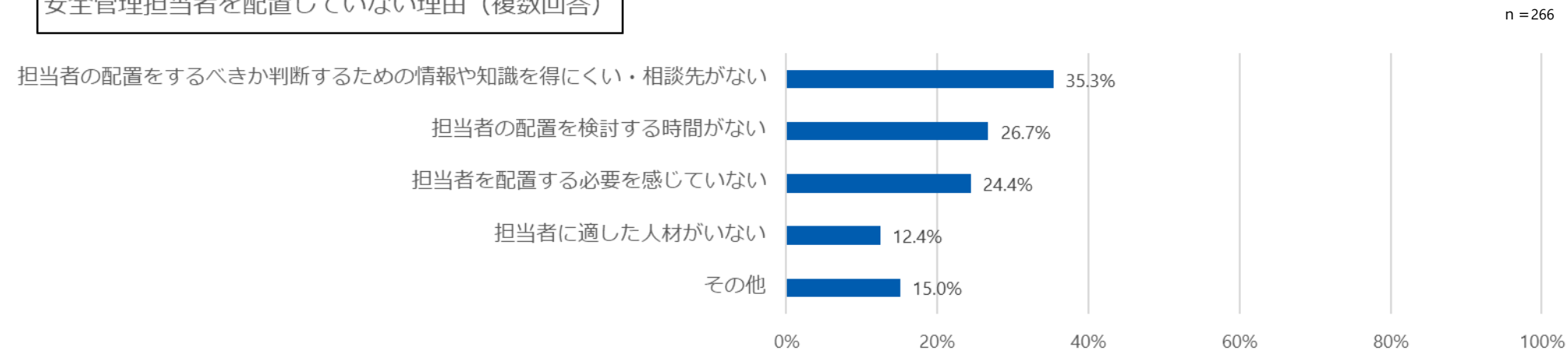
○　職員研修を実施していない事業所（n=75）では、「研修の企画・開催をする時間がない」（48.5%）が最も多かった。

○　安全管理担当者を配置していない事業所（n＝266）では、「担当者の配置をするべきか判断するための情報や知識を得にくい・相談先がない」（35.3%）が最も多かった。

職員研修を実施していない理由（複数回答）



安全管理担当者を配置していない理由（複数回答）

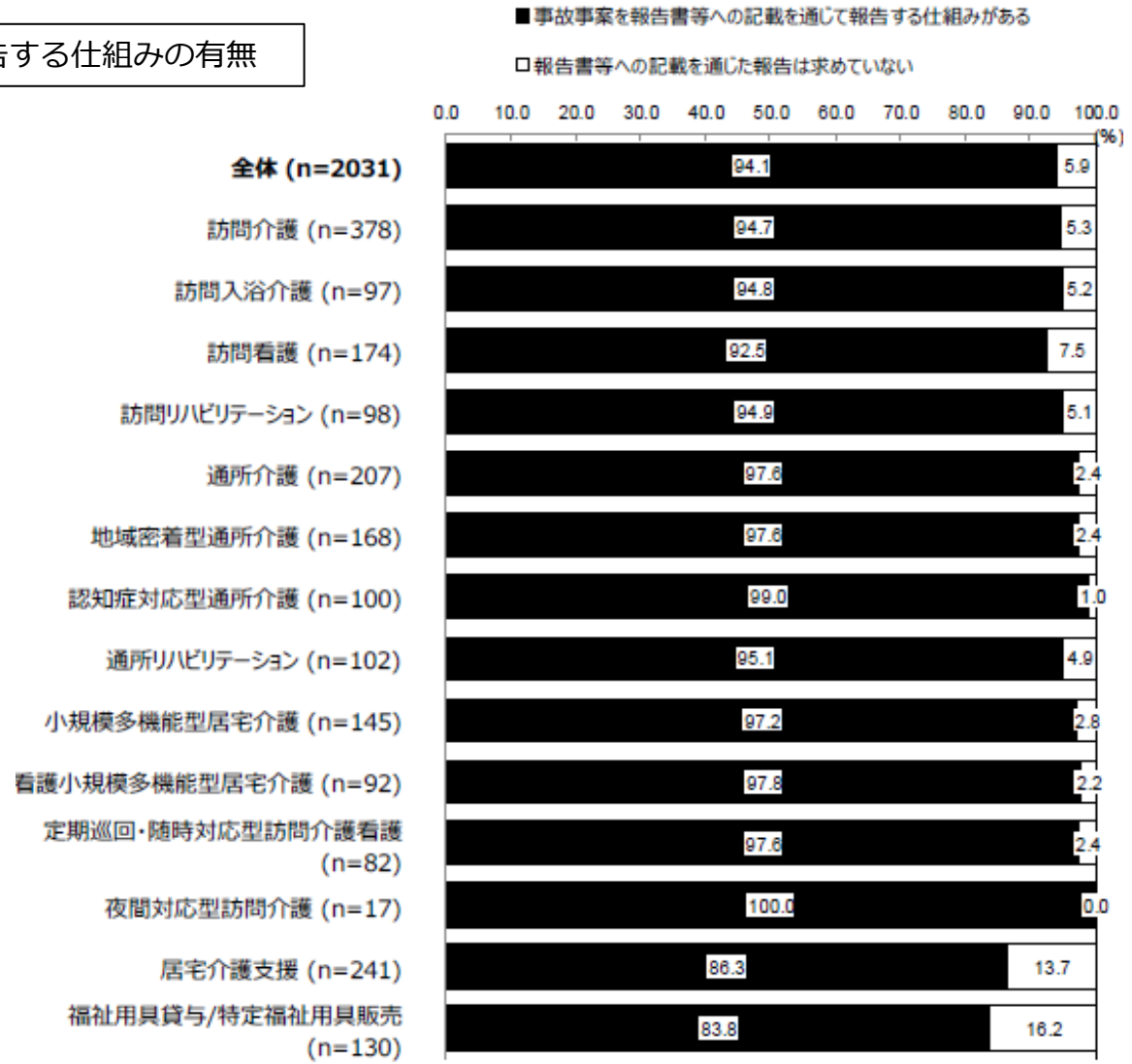


【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」で収集したデータに基づき高齢者支援課で作成

居宅サービス事業所等における事故の再発防止に関する取組状況①

○　事故事案が発生した際、報告書等への記載を通じて報告する仕組みがあると回答した事業所は全体で94.1％を占めており、サービス種別毎でも8～９割の事業所で報告する仕組みがある。

事業所内で事故事案を報告する仕組みの有無



【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」

論点　居宅サービス事業所等における安全管理体制措置について

論点

■ 原則、全てのサービスにおいて、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとされている。

■ 介護保険施設については、運営基準において、事故の発生又はその再発を防止するため、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための委員会、④従業者に対する研修の定期的な実施、⑤これらを適切に実施するための担当者の設置をしなければならないこととされている。

■ 現行、居宅サービス事業所等においては上記①～⑤の義務付けはされていない。

■ 居宅サービスにおけるこれらの義務付けに係る実態について、小規模事業所も含め、①、②は95％程度、③は80％前後、④は90％程度、⑤は80％強であった。

■ ③に関し、安全対策委員会非設置の事業所では、その理由として「職員を集めることが難しい」が最も多かった。

■ 居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

■ これらを踏まえ、居宅サービス事業所等における実効性のある安全管理体制を構築するための対応についてどう考えるか。

対応案

■ 居宅サービス事業所等について、小規模事業所への過度な負担を避ける観点から、委員会については一律の義務付けを行わず、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施（他事業所との共同開催等も可）、④これらを適切に実施するための担当者の設置を義務付けてはどうか。その際、１年間の経過措置期間を設けてはどうか。

■ 居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を義務付けの対象とすることとしてはどうか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

居宅サービス事業所等における事故の再発防止に関する取組状況（集計・管理）

○ 事故情報の集計・管理は多くの事業所で実施されているものの、利用者特性ごとの傾向分析（18.3%）や重大事故の原因分析（23.6%）など、再発防止に向けた分析的な取組の実施割合は相対的に低かった。

事故等情報の集計・管理方法（複数回答）

単位（%）

	報告件数を集計・管理している	報告件数を、事故種別ごと（転倒・誤嚥など）に集計・管理し、傾向を把握している	報告件数を、利用者の特性ごと（要介護度・認知症高齢者日常生活自立度など）に集計・管理し、傾向を把握している	報告件数を、発生場所ごと（送迎中・利用者宅玄関など）に集計・管理し、傾向を把握している	報告件数を、発生した時間帯ごとに集計・管理し、傾向を把握している	重大事故については個別ケースごとに、発生状況を時系列で整理している	重大事故については個別ケースごとにその発生原因や発生前後の対応について、因果関係を考慮してシステム思考で分析している	報告情報の集計・管理およびその分析は行っていない□	その他
全体 (n=1911)	**70.4**	**43.7**	**18.3**	**26.1**	**20.9**	**38.0**	**23.6**	**11.3**	**2.9**
訪問介護 (n=358)	65.6	36.9	15.9	17.9	14.8	34.1	18.2	11.7	4.5
訪問入浴介護 (n=92)	79.3	58.7	17.4	39.1	22.8	54.3	38.0	5.4	5.4
訪問看護 (n=161)	61.5	37.3	12.4	15.5	14.3	32.3	23.6	15.5	1.9
訪問リハビリテーション (n=93)	81.7	69.9	26.9	40.9	43.0	49.5	29.0	5.4	3.2
通所介護 (n=202)	69.8	45.5	22.3	32.7	23.8	43.6	30.7	12.4	1.5
地域密着型通所介護 (n=164)	64.6	34.8	14.0	25.0	16.5	31.1	18.3	13.4	2.4
認知症対応型通所介護 (n=99)	78.8	54.5	24.2	34.3	25.3	48.5	30.3	3.0	2.0
通所リハビリテーション (n=97)	76.3	68.0	29.9	48.5	39.2	49.5	30.9	10.3	1.0
小規模多機能型居宅介護 (n=141)	83.0	46.1	24.8	31.9	29.8	40.4	27.0	7.1	1.4
看護小規模多機能型居宅介護 (n=90)	76.7	63.3	23.3	33.3	27.8	47.8	31.1	4.4	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=80)	83.8	51.3	20.0	27.5	28.8	36.3	28.8	6.3	0.0
夜間対応型訪問介護 (n=17)	70.6	52.9	23.5	23.5	0.0	35.3	17.6	11.8	0.0
居宅介護支援 (n=208)	64.4	31.3	13.5	17.3	12.0	27.9	15.4	16.3	5.3
福祉用具貸与/特定福祉用具販売 (n=109)	58.7	17.4	6.4	10.1	9.2	26.6	9.2	21.1	5.5

【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」

居宅サービス事業所等における事故の再発防止に関する取組状況（情報活用）

○ 多くの事業所では、収集した事故情報を職員への周知・共有（79.2%）のみならず、ルールやマニュアルの見直し（50.0%）や利用者ごとの事故防止策の検討（49.7%）にも活用しており、事故情報を再発防止につなげる取組が行われている。

事故等情報の活用方法（複数回答）

単位（%）

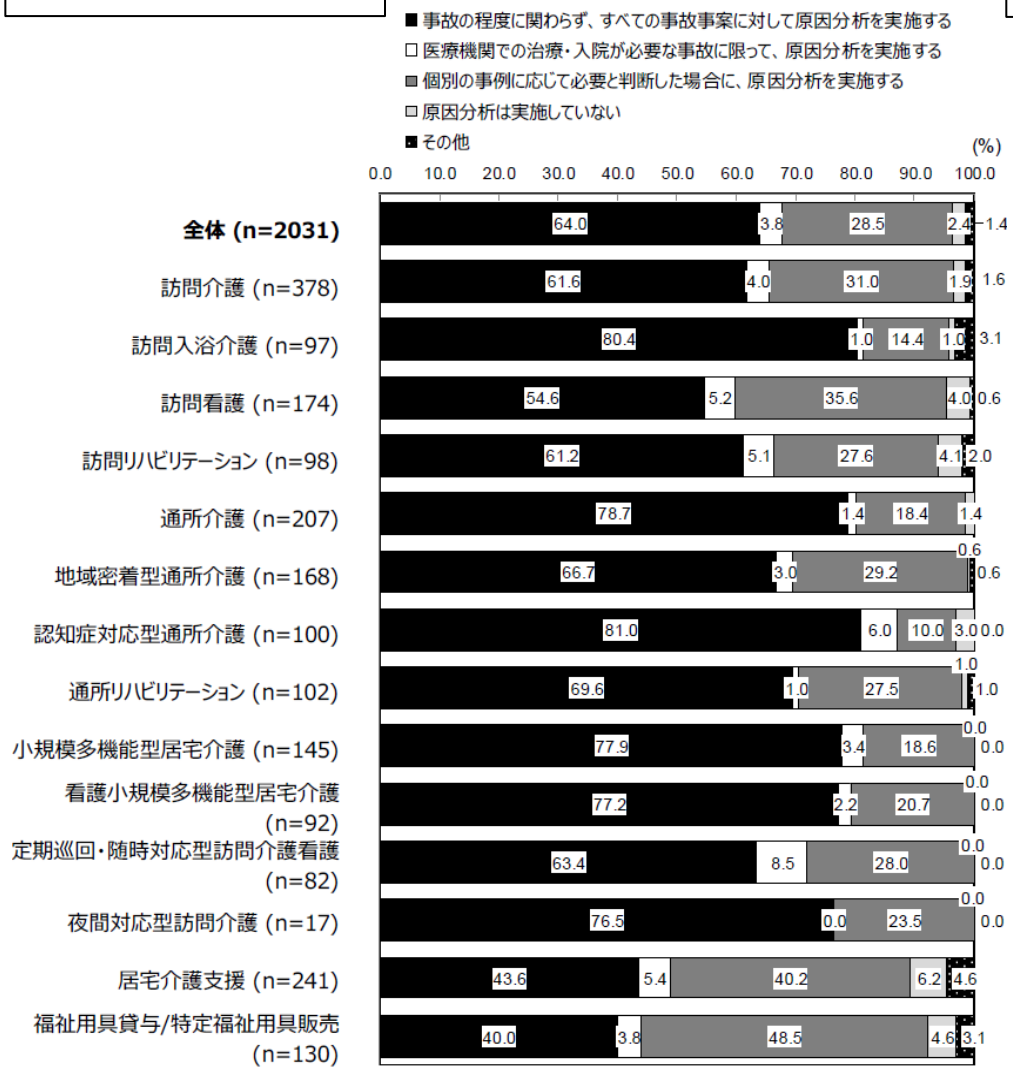
	事故事案の発生状況や振り返りを委員会・研修、日々のカンファレンスを通じて職員に周知・共有している	個別ケースに関する分析結果等を、委員会や研修、日々のカンファレンスを通じて職員に周知・共有している	事故防止に向けた事業所全体のルール作りやマニュアル等の見直しの検討材料として活用している	利用者一人一人のリスク評価や事故防止策の検討材料として活用している	事故の発生動向や対応状況をホームページ等で公表し、サービス提供に関する情報の可視化に活用している	報告情報の活用は行っていない	その他
全体 (n=1911)	**79.2**	**48.8**	**50.0**	**49.7**	**8.8**	**3.2**	**1.9**
訪問介護 (n=358)	75.4	44.1	45.0	46.4	7.3	3.4	2.8
訪問入浴介護 (n=92)	83.7	65.2	70.7	70.7	15.2	2.2	0.0
訪問看護 (n=161)	82.6	40.4	41.0	36.6	6.8	5.0	0.6
訪問リハビリテーション (n=93)	81.7	61.3	58.1	39.8	5.4	3.2	2.2
通所介護 (n=202)	84.7	52.5	55.4	55.0	8.4	1.5	0.5
地域密着型通所介護 (n=164)	78.7	41.5	57.3	52.4	9.1	1.8	1.2
認知症対応型通所介護 (n=99)	89.9	62.6	55.6	62.6	11.1	1.0	2.0
通所リハビリテーション (n=97)	80.4	62.9	60.8	61.9	11.3	1.0	0.0
小規模多機能型居宅介護 (n=141)	91.5	62.4	52.5	70.9	15.6	0.0	0.0
看護小規模多機能型居宅介護 (n=90)	85.6	63.3	50.0	60.0	12.2	1.1	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=80)	90.0	52.5	57.5	58.8	11.3	1.3	1.3
夜間対応型訪問介護 (n=17)	94.1	58.8	64.7	41.2	0.0	0.0	0.0
居宅介護支援 (n=208)	65.4	35.6	34.6	33.2	5.3	7.7	6.3
福祉用具貸与/特定福祉用具販売 (n=109)	56.0	22.0	38.5	24.8	4.6	10.1	4.6

【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」

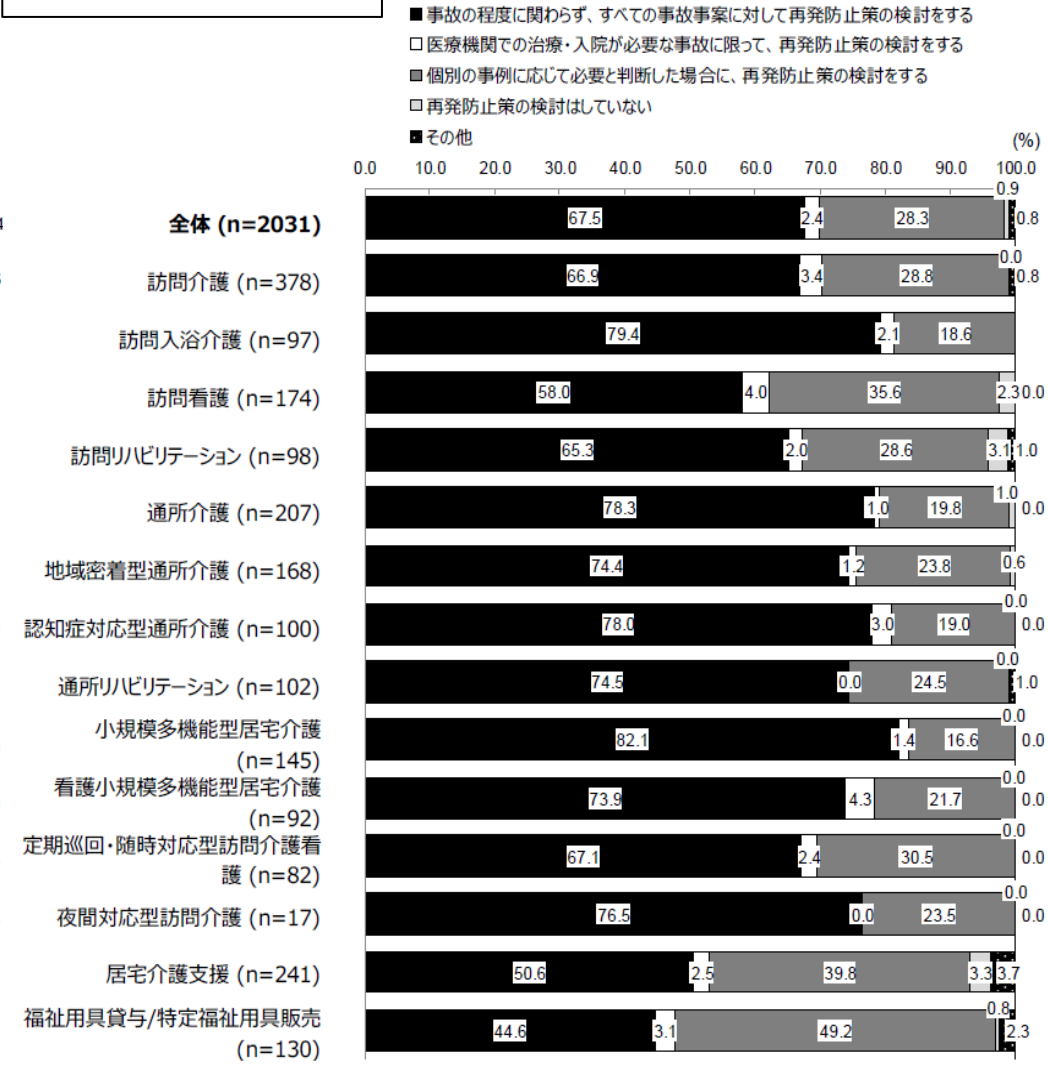
居宅サービス事業所等における事故の再発防止に関する取組状況（原因分析・再発防止）

○ 事故発生後の対応として、多くの事業所が原因分析及び再発防止策の検討を実施しており、事故の程度に関わらず全ての事故事案を対象としている事業所は、それぞれ64.0％、67.5％であった。

原因分析の実施状況



再発防止策の取組状況



【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」

居宅サービス、地域密着型サービスにおける安全管理体制に関する基準等

○　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省第令37号）（抄）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第37条　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

※　地域密着型サービスにおいても同様に規定されている。

介護保険施設における安全管理体制に関する基準等

○　指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

事故発生時の対応・事故発生時の防止措置に関する規定

○　事故発生時の対応については、介護保険法に基づく運営基準及び老人福祉法に基づく運営基準等に定められている。
○　事故発生の防止措置については、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の運営基準に定められているほか、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅については「有料老人ホーム設置標準運営指導指針」に定められている。

	施設サービス事業所	居宅サービス事業所	地域密着型サービス事業所（※２）	住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅	養護老人ホーム・軽費老人ホーム
（１）事故発生時の対応					
①市町村・家族等への連絡	○	○	○	△（指針）（※３）	○
②事故状況・処置の記録	○	○	○	△（指針）	○
③損害賠償	○	○	○	△（指針）	○
（２）様式の標準化（※１）	○ 可能な限り標準様式を使用	○ 可能な限り標準様式を使用	○ 可能な限り標準様式を使用	○ 可能な限り標準様式を使用	○ 可能な限り標準様式を使用
（３）事故発生の防止					
①指針の整備	○	―	―	△（指針）	○
②報告・分析及び従業者への周知	○	―	―	△（指針）	○
③事故発生防止の委員会及び従業者に対する研修	○	―	―	△（指針）	○
④担当者の配置	○	―	―	△（指針）	○

（※1）「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和6年11月29日付関係課長通知）
（※2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、施設サービス同様に事故発生の防止措置が義務づけられている。
（※3）「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（令和6年12月6日付老健局長通知）は、あくまでも「技術的助言」である「指針」であり、法令上の義務付ではない。

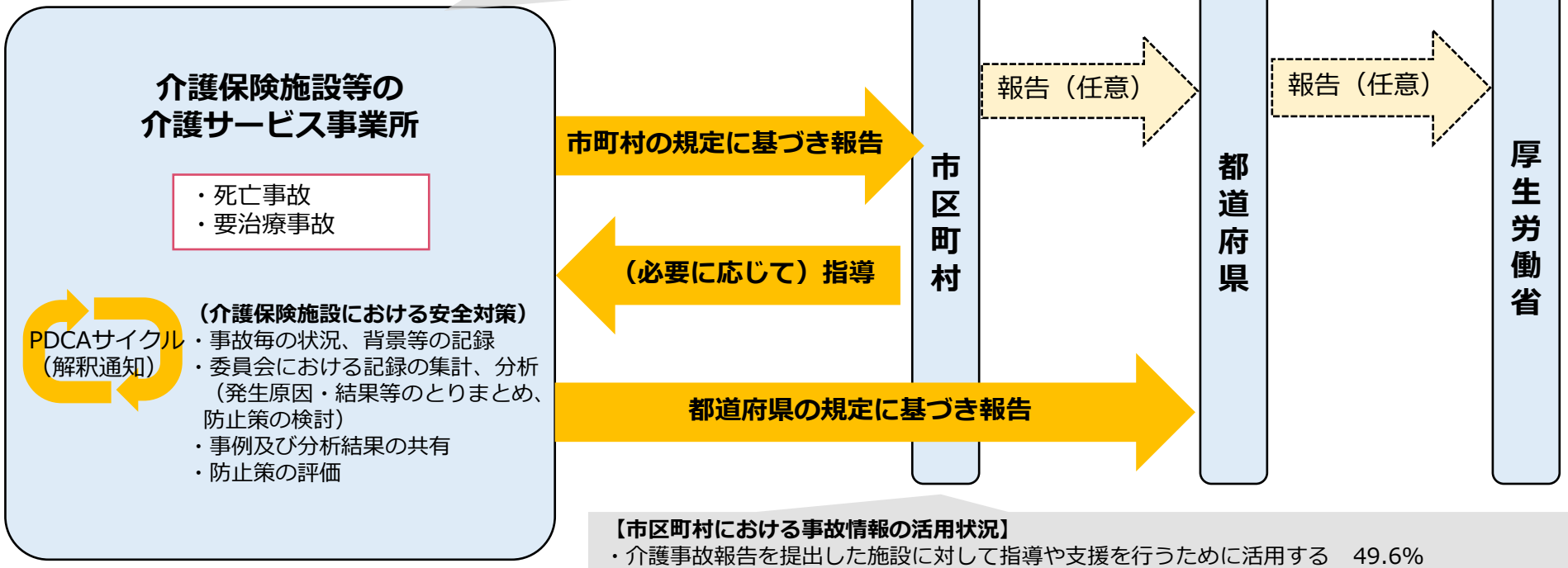
（参考）現状の事故報告の仕組み

○　事故が発生した場合、事業所は市区町村に報告を行うこととなっているが、都道府県や国（厚生労働省）への報告は任意となっているため、一元的な事故情報の集約は行われていない。

○　運営基準の解釈通知により、事故防止に向けたPDCAサイクルに取り組むことを介護保険施設に求めているが、全国的な事故情報の集約・分析・活用の仕組みはない。

【報告にあたって施設が感じている課題】
・施設内で利用している事故報告書から市区町村指定の事故報告書への転記が手間　34.4%
・介護事故報告を行っても市区町村からのフィードバックを得られない　33.8%
・事故報告書の提出に時間がかかる（郵送提出・持ち込み提出等）　17.5%

国において一元的に事故情報の集約・分析・活用を行う仕組みがない



【市区町村における事故情報の活用状況】
・介護事故報告を提出した施設に対して指導や支援を行うために活用する　49.6%
・介護事故報告を提出した施設以外への実施指導や助言時に活用する（事例紹介等）　28.6%
・活用していない　27.2%

【吹き出し内のデータの出典】 令和４年度 介護報酬改定検証・研究調査（（２）介護保険施設のリスクマネジメントに関する調査研究事業）

論点②　介護現場における事故防止の推進

社会保障審議会
介護保険部会（第129回）
令和７年11月20日
資料１

論点に対する考え方（検討の方向性）

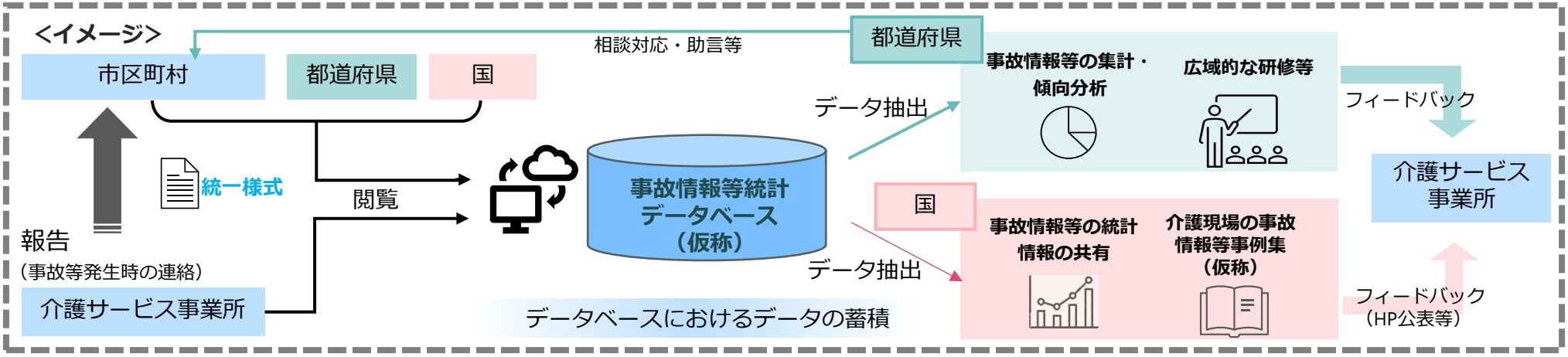
○　**収集した事故情報をもとに傾向の把握及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることにより介護事業所における事故発生の防止を推進し、より良いケア等を実現し、ひいては利用者のQOLを向上させることが重要ではないか。**
　これを前提に、国・都道府県・市町村の役割について以下のように考えられるがどうか。
- **市町村：事故が発生した事業所からの報告の受付、報告内容の集計・傾向把握**
- **都道府県：報告内容の広域的な集計・傾向把握、市町村からの相談対応・助言等、広域的な研修、注意喚起等**
- **国：事故情報の収集(システム・DB構築）・分析・活用（分析情報の共有）による全国的な事故防止の PDCA サイクルの構築**

○　施設・事業所から市町村への報告を行う一元的システムを構築する場合、個人情報保護の観点から情報セキュリティが確保されている必要がある。また、市町村・都道府県にとってアクセスしやすいシステムであることが必要。したがって**「介護サービス情報公表システム」（※１）を活用し、事故情報の報告のためのサブシステムを新たに構築**することとしてはどうか。

○　システム化に向け、統一する報告様式の見直しについては、標準様式（※２）を基本にしつつ、発生した事故の状況をより客観的に捉えられるよう必要な項目を追加してはどうか。原因分析や再発防止が進むよう、分析の観点に関する事項（事故の発生場所や種別の追加、利用者の状態変化、環境・設備や介護者の介護技術等の観点毎に原因分析及び再発防止策を記述）を充実させることや、本取組の目的は原因分析・再発防止であって個別事案に対する責任所在の追及ではないことを踏まえ、個人が特定されうる情報の取得は行わないこととすることとしてはどうか。

○　事故報告の対象範囲については、サービスを受ける側、提供する側、サービス提供の指導監督に当たる関係者の合意に基づき誤解なく運用されることが望ましいため、こうした関係者等で専門的に議論する場を設け、検討を進めることとしてはどうか。

○　「有料老人ホームのあり方」検討会のとりまとめや第122回部会（６月30日）での議論を踏まえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいにおいても事故防止を進めていくことが必要ではないか。



（※１）「介護サービス情報公表システム」はLGWAN（総合行政ネットワーク）を活用しており、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク上に構築されている（システム利用の際にはGビズIDの取得も必要）。また、市町村・都道府県・国においてそれぞれ情報の取得範囲をあらかじめ設定することも可能。

（※２）「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和６年11月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課長 認知症施策・地域介護推進課長 老人保健課長通知）において標準的な報告様式を提示。